

2015年3月24日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第374号）

国家外貨管理局深圳市分局、 前海地区で新たな外債管理方式 純資産2倍を上限に残高管理を実行

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局深圳市分局は、2015年3月6日付で『深圳前海深港現代サービス業合作区における外債マクロプルーデンス管理試行実施細則』の印刷・配布に関する通達』（深外管[2015]4号、以下『4号通達』という）を公布しました。「前海深港現代サービス業合作区」（以下「前海合作区」という）において外債マクロプルーデンス管理を試行実施し、区内企業（金融機関を除く）が前年度末の純資産の2倍の範囲内で外債を借り入れることを認めました。新たな管理モデルは、中長期外債についても残高管理を適用し、短期外債と同様、返済後に外債借入枠を再び利用できるようになります。

外債借入枠の占有（使用）額は、すでに全額を借り入れた外債についてはその未償還残高で、リボルビング方式の借入やまだ実際に全額を借り入れていない外債についてはその契約額で計算します（『4号通達』第7条）。外商投資企業は現行の「投注差」による外債管理を選択することも可能ですが、管理方式は選択後に変更できません（第14条）。なお、不動産会社や商業ファクタリング会社等の“特殊な業界”や、国外での債券発行のような特殊なファイナンスは試行措置の適用対象外となります（第12条）。

□ 内資企業も試行措置の対象に

『4号通達』は、国家外貨管理局の承認¹に基づくもので、同様の措置は北京市の中関村国家自主革新モデル区（ハイテク認証取得企業、管理委員会が認めるテクノロジー企業が対象）や江蘇省張家港市の張家港保税區（金港鎮）でも実施されています²。

新たな外債管理モデル導入の試みは、他の地域でも行われています。国家外貨管理局大連市分局は、2015年2月27日付で『大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則』の印刷・配布に関する通達』（大匯発[2015]24号）を公布。大連市内の外商投資企業が、これ

¹ 『一部の地域での外債マクロプルーデンス管理試行の実行に関する承認回答』（匯復[2015]57号）

² ただし、手続方法や実務規定は各地で若干異なっています。本稿の内容は、前海合作区の実施細則に基づいています。

までの「投注差」による外債管理に代わって、前年度純資産の2倍の範囲内で残高管理により外債を借入可能な「比率自律管理方式」を選択できるようにしました³。また、大連市を除く遼寧省内でも、2014年末より大連市と同様の措置が試行実施されています。

『4号通達』は、大連市・遼寧省での試行措置とは異なり、内資企業も対象となっています。ただし、内資企業は外債管理局への外債契約登記の申請時点において、登記を申請する外債を含むすべての負債が総資産の75%を超えてはならないとされています（第8条）。

【図表】外債管理方式の試行措置比較表

実施地域	管理対象	管理方式	外債枠	主な管理規定
全国	外商投資企業	投注差による外債管理（現行規定）	投注差 （投資総額と登録 資本金の差額）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨は短期が残高管理、中長期が発生額管理、人民元は発生額管理 ✓ 投資性公司やリース会社には別途、外債枠が定められている
大連市	外商投資企業	外債比率自律管理	前年度末の 純資産の2倍	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨は残高管理、人民元は発生額管理 ✓ 投資性公司、リース会社、不動産会社は適用対象外
中国（上海）自由貿易試験区	区内企業	自由貿易口座を通じた 国外資金調達 マクロプルード ンス管理	資本金（払込資本金 ＋資本積立金） の2倍 （一般企業の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自由貿易口座の開設が必須 ✓ 外貨も人民元もすべて残高管理 ✓ 調達資金のリスク因数により計上額が異なる（外貨は1.5倍の額で計上など）
		払込資本金に基づく オフショア人民元 の借入 [※]	払込資本金額 （一般企業の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1年期以上の中長期借入のみ可 ✓ 残高管理を実行
蘇州工業園区、 天津生態城	区内企業	クロスボーダー 人民元革新業務	上限枠なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ シンガポールの銀行から人民元を借入可 ✓ 個別企業に借入上限額を設けず、それぞれ区域全体で借入規模を残高管理 ✓ ネガティブリスト掲載業種は対象外
張家港保税區	区内企業 （非金融 企業）	外債マクロ プルードンス管理 （比率自律管理）	前年度末の 純資産の2倍	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通貨種類にかかわらず残高管理 ✓ 事前に外債限度額登記が必要 ✓ 内資企業の場合、総負債が総資産の75%を超えてはならない ✓ 不動産会社等は適用対象外
前海合作区				<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通貨種類にかかわらず残高管理 ✓ 内資企業の場合、総負債が総資産の75%を超えてはならない ✓ 不動産会社等は適用対象外
	区内企業	香港の銀行からの オフショア人民元 の借入	上限枠なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 香港の銀行から人民元を借入可 ✓ 個別企業に借入上限額を設けず、前海合作区全体で上限額を設定している

※中国（上海）自由貿易試験区の開設以前に設立した既存の区内外商投資企業は、人民元外債について投注差管理を選択することもできる

- ✓ 外債比率自律管理は、遼寧省や福建省平潭総合実験区でも実施されている
- ✓ 外債マクロプルードンス管理は、北京市中関村でも実施されている（一部企業が対象）

（関連通達・情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

³ 大連市における外債比率自律管理の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第372号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0378-XF-0105.pdf>

□ 2種類の試行措置を併用可

前海合作区では、投注差を有しない内資企業も香港の銀行からオフショア人民元を借り入れることが可能となっています。中国人民銀行深圳市中心支行（以下「深圳支行」という）は、2012年12月27日付で『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』（深人銀発[2012]173号）を公布。前海合作区内の内資企業による香港からのオフショア人民元の借入を解禁するとともに、区内の外商投資企業が投注差の制限を受けずに香港からオフショア人民元を借り入れることを認めました。この試行措置は、深圳支行が前海合作区全体のオフショア人民元借入総枠を設定して残高管理を行っており、個別企業に対して借入上限を設定していません。

当局へのヒアリングによると、深圳支行は今回の外債マクロプルーデンス管理方式の試行後もオフショア人民元借入の試行措置を従来どおり維持するとしています。このため、区内企業は2種類の試行措置を併用できることとなります。

□ 外債登記は引き続き必要に

新たな外債マクロプルーデンス管理においても、外債契約登記は必要になります（第3条）。区内企業は登記申請時、借入上限を確定するために前年度の監査済み財務報告を提出しなければなりません（第4条）。なお、『4号通達』は決済銀行を通じて登記手続を申請することもできるとしています。

外債契約登記の申請書類

- ✓ 申請書（企業の基本状況、借入資金用途を含む当該外債の詳細な状況、申請日までの国外借入状況、外債限度額計算結果等）
- ✓ 債務者契約情報表（書式は『4号通達』に添付）
- ✓ 外債契約の原本、契約主要条項のコピー（契約が外国語の場合は中国語訳文を添付）
- ✓ 営業許可証
- ✓ 前年度の監査済み財務報告 等

（『4号通達』第4条）

このほか、外債借入に係る専用口座、元転、使途禁止事項、返済後の外債抹消登記等は、現行の外債管理規定に則って取り扱うとしています（第15条）

*

『4号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および8ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局深圳市分局
深外管[2015]4号
**『深圳前海深港現代サービス業合作区における外債マクロ
プルーデンス管理試行実施細則』の印刷・配布に関する通達**

市内各銀行：

『国家外貨管理局による一部の地域での外債マクロプルーデンス管理試行の実行に関する承認回答』(匯復[2015]57号)に基づき、国家外貨管理局深圳市分局は『深圳前海深港現代サービス業合作区における外債マクロプルーデンス管理試行実施細則』を制定した。ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。

特にここに通知する。

付属文書：深圳前海深港現代サービス業合作区における外債マクロプルーデンス管理試行実施細則

国家外貨管理局深圳市分局

2015年3月6日

付属文書：

深圳前海深港現代サービス業合作区における外債マクロプルーデンス管理試行実施細則

第1条 深圳前海深港現代サービス業合作区(以下「深圳前海」という)の投融資の利便化をさらに促進するため、『国家外貨管理局による一部の地域での外債マクロプルーデンス管理試行の実行に関する承認回答』(匯復[2015]57号)およびその他の関連規定に基づき、本細則を制定する。

第2条 登録地が深圳前海の非金融企業(以下「区内企業」という)は、その外債借入に比率自律管理を実行し、すなわち外債残高はその前年度末の監査を経た純資産の2倍を超えてはならない。

第3条 区内企業による外債借入は、外債契約締結(もしくは外債契約変更)後15営業日以内に、自社で、もしくはその決済銀行を通じて国家外貨管理局深圳市分局(以下「深圳分局」という)に外債契約登記(もしくは外債契約変更登記)手続を申請しなければならない。

区内企業がその決済銀行を通じて手続を行う場合、銀行は関連システムを通じて深圳分局に区内企業の登記資料の電子スキャンファイルを送付しなければならない。

第4条 区内企業による外債契約登記手続は、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書（内容は、企業の基本状況、借入資金用途等の当該外債の詳細な状況、申請日までの国外借入状況、外債限度額計算結果等を含むがこれに限らない）。
- (2) 債務者契約情報表（添付の表を参照）。
- (3) 外債契約の原本および契約の主要条項のコピー。契約が外国語の場合、別途、契約の主要条項の中国語訳文を添付しなければならない。
- (4) 営業許可証。
- (5) 前年度の監査を経た財務報告。
- (6) 前述の資料について提供すべき補充説明。

第5条 すでに契約登記手続を行った外債契約の主要条項に期限（ロールオーバー等）、金額、債権者等の変更が発生した場合、区内企業は以下の資料を持参して外債契約変更登記手続を行わなければならない。

- (1) 申請書（内容は、企業の基本状況、当該外債の詳細な状況、変更事項および原因等を含むがこれに限らない）。
- (2) 国内機構外債契約状況表。
- (3) もとの外債契約の原本およびコピー。変更した契約の原本およびコピー。契約が外国語の場合、別途、契約の主要条項の中国語訳文を添付しなければならない。
- (4) 営業許可証。
- (5) 前述の資料について提供すべき補充説明。

第6条 区内企業が第2条により外債を借り入れるとき、深圳分局は外債契約登記プロセスにおいてその他の外債主管部門の批准文書を審査しない。区内企業が上述の方法により確定した規模を超えて外債を借り入れる場合、外債主管部門の批准文書に基づき対外借入ができるとき、深圳分局は関連文書を審査した後、そのために外債契約登記手続を行うことができる。

第7条 深圳分局は、外債限度額の占有状況を計算するとき、すでに全額の借入を行ったノンリボルビング貸付は未償還元本残高により限度額を占有し、その他の外債（リボルビング貸付、未借入もしくは一部借入のノンリボルビング貸付で、登記を申請中の当該外債を含む）は契約額により外債限度額を占有する。

第8条 外債契約登記手続を行うとき、区内中国資本企業の全部の負債（登記を申請中の今次の外債契約額を含む）はその総資産の75%を超えてはならない。

- 第9条** 深圳分局は、区内企業のために外債契約登記（もしくは外債契約変更登記）を行った後、債務者に資本項目業務印章を捺印した国内機構外債契約状況表および業務登記証憑を発行しなければならない。
- 区内企業がその決済銀行を通じて外債契約登記（もしくは外債契約変更登記）を行う場合、深圳分局は関連システムを通じてその決済銀行に資本項目業務印章を捺印した国内機構外債契約状況表および業務登記証憑の電子スキャンファイルを発信することができる。
- 第10条** 区内企業がその決済銀行を通じて外債契約登記（もしくは外債契約変更登記）を行う場合、銀行は区内企業の登記資料の原本を保管して検査に備え、保管期限は外債抹消後2年までとし、深圳分局は区内企業の登記資料の電子スキャンファイルを保管しなければならない。
- 第11条** 区内企業による外貨外債資金の借入は、規定により元転使用することができる。
- 第12条** 区外一般外債管理規定に基づき特殊な業界（不動産等）および特殊な種類の融資（国外での債券発行等）等について引き続き制限性の規定が存在する場合、なお現行の区外関連管理規定を適用する。
- 第13条** 地方政府融資プラットフォームの性質に属する会社は当面、試行に参加しない。
- 第14条** 区外の現行の外債規模管理政策がより優遇となる場合、区内企業は区外の現行政策の適用を選択することができるが、一旦選定を経たら、更改してはならない。
- 第15条** その他の不明確な事項は、口座、元転、資金用途、外債抹消登記等を含め、すべて区外の一般外債管理規定を参照して執行する。
- 第16条** 銀行および区内企業は、現行の外債管理規定に基づき、厳格にデータ送付義務を履行し、遅滞なく、正確に外債管理局に国際収支統計申告、国内資金振替、元転・外債転等のデータを送付しなければならない。異常な、もしくは疑わしい状況を主体的に報告し、合わせて積極的に措置を採って異常なクロスボーダー資金流動を防止しなければならない。
- 第17条** 深圳分局は、定期的に銀行および区内企業が行う外債業務に対して統計・モニタリングを行う。疑問を発見した場合、深圳分局は銀行および区内企業に対してオフサイト確認通知書を発送することができ、銀行および区内企業は積極的に協力しなければならない。必要なとき、深圳市分局は立入確認を行うことができる。

第18条 規定に違反して外債資金の受取・支払取扱、規模を超える外債借入を行った、もしくは外債資金用途が規定に違反したことを発見した場合、深圳市分局は外債管理関連規定に基づき借入主体および取扱銀行に対して処罰を行う。情状が深刻な場合、その外債マクロプルーデンス管理試行業務を一時的に停止させることができる。

第19条 本細則は、公布の日より施行し、内容は国家外債管理局深圳市分局が解釈に責任を負う。

添付表：債務者契約情報表〔略〕

(中国語原文)

国家外汇管理局深圳市分局

深外管〔2015〕4号

关于印发《深圳前海深港现代服务业合作区外债宏观审慎管理试点实施细则》的通知

市各银行：

根据《国家外汇管理局关于在部分地区进行外债宏观审慎管理试点的批复》（汇复〔2015〕57号），我局制定了《深圳前海深港现代服务业合作区外债宏观审慎管理试点实施细则》，现印发给你们，请遵照执行。

特此通知。

附件：深圳前海深港现代服务业合作区外债宏观审慎管理试点实施细则

国家外汇管理局深圳市分局

2015年3月6日

附件：

深圳前海深港现代服务业合作区外债宏观审慎管理试点实施细则

第一条 为进一步促进深圳前海深港现代服务业合作区（以下简称“深圳前海”）投融资便利化，根据《国家外汇管理局关于在部分地区进行外债宏观审慎管理试点的批复》（汇复〔2015〕57号）及其他有关规定，制定本细则。

第二条 注册地在深圳前海的非金融企业（以下简称“区内企业”），其借用外债实行比例自律管理，即外债余额不超过其上年未经审计的净资产的2倍。

第三条 区内企业借用外债，应在外债合同签约（或外债合同变更）后15个工作日内，自行或通过其结算银行向国家外汇管理局深圳市分局（以下简称“深圳分局”）申请办理外债签约登记（或外债签约变更登记）。

区内企业通过其结算银行办理的，银行应通过相关系统向深圳分局报送区内企业登记材料电子扫描件。

第四条 区内企业办理外债签约登记，应提供以下材料：

- (一) 申请书（内容包括但不限于：企业基本情况；本笔外债详细情况，如借款资金用途；截至申请日境外借款情况、外债额度计算结果等）；
- (二) 债务人签约信息表（见附表）；
- (三) 外债合同正本及合同主要条款复印件；合同为外文的，应另附合同主要条款的中文译本；
- (四) 营业执照；
- (五) 上年度经审计的财务报告；
- (六) 针对前述材料应当提供的补充说明。

第五条 已办理签约登记的外债合同主要条款发生变化，如期限（展期等）、金额、债权人等，区内企业应持以下材料办理外债签约变更登记：

- (一) 申请书（内容包括但不限于：企业基本情况；本笔外债详细情况，变更事项及原因等）；
- (二) 境内机构外债签约情况表；
- (三) 原外债合同正本及复印件；变更合同正本及复印件；合同为外文的，应另附合同主要条款的中文译本；
- (四) 营业执照；
- (五) 针对前述材料应当提供的补充说明。

第六条 区内企业按第二条借用外债时，深圳分局不在外债签约登记环节审核其他外债主管部门的批准文件；区内企业超出按上述方法确定的规模借用外债的，如按照外债主管部门批准文件可以对外借款的，深圳分局在审核相关文件后，可以为其办理外债签约登记。

第七条 深圳分局在计算外债额度占用情况时，已进行全额提款的非循环类贷款按未偿本金余额占用额度，其他外债（循环贷款、未提款或部分提款的非循环贷款，含正在申请登记的本笔外债）按签约额占用外债额度。

第八条 办理外债签约登记时，区内中资企业的全部负债（含正在申请登记的本次外债签约额）不超过其总资产的 75%。

第九条 深圳分局为区内企业办理外债签约登记（或外债签约变更登记）后，应发给债务人加盖资本项目业务印章的境内机构外债签约情况表及业务登记凭证。

区内企业通过其结算银行办理外债签约登记（或外债签约变更登记）的，深圳分局可通过相关系统向其结算银行发送加盖资本项目业务印章的境内机构外债签约情况表及业务登记凭证的

电子扫描件。

- 第十条** 区内企业通过其结算银行办理外债签约登记（或外债签约变更登记）的，银行应留存区内企业登记材料原件备查，保留期限至外债注销后 2 年，深圳分局应留存区内企业登记材料电子扫描件。
- 第十一条** 区内企业借用外币外债资金，可以按规定结汇使用。
- 第十二条** 按照区外一般外债管理规定对于特殊行业（如房地产）以及特殊类型融资（如到境外发行债券）等仍然存在限制性规定的，仍适用现行区外相关管理规定。
- 第十三条** 属于地方政府融资平台性质的公司，暂不参与试点。
- 第十四条** 按区外现行外债规模管理政策更为优惠的，区内企业可选择适用区外现行政策，但一经选定，不得更改。
- 第十五条** 其他未明确事项，包括账户、结汇、资金用途、外债注销登记等，均参照区外一般外债管理规定执行。
- 第十六条** 银行和区内企业应按照现行外汇管理规定，严格履行数据报送义务，及时、准确地向外汇局报送国际收支统计申报、境内资金划转、结售汇等数据；主动报告异常或可疑情况，并积极采取措施防止异常跨境资金流动。
- 第十七条** 深圳分局定期对银行和区内企业办理的外债业务进行统计监测。发现疑问的，深圳分局可对银行和区内企业下发非现场核查通知书，银行和区内企业应积极配合；必要时，深圳分局可进行现场核查。
- 第十八条** 发现违规办理外债资金收付、超规模借入外债、或外债资金用途违反规定的，深圳分局可根据外汇管理相关规定对借款主体和经办银行进行处罚；情节严重的，可暂停其开展外债宏观审慎管理试点业务。
- 第十九条** 本细则自公布之日起施行，内容由国家外汇管理局深圳市分局负责解释。

附表:

债务人签约信息表

一、债务人信息					
债务人组织机构代码		成立日期			
债务人中文名称		债务人英文名称			
债务类型		债务人类型			
签约币种		签约金额		签约日期	
起息日		到期日		借款利率(%)	
是否循环贷款	否○ 是○	是否有利息 本金化条款	否○ 是○	是否有交叉 违约条款	否○ 是○
是否有提前还款 条款	否○ 是○	是否有加速 到期条款	否○ 是○	是否浮动利 率	否○ 是○
二、外债债权人信息					
(一) 外债债权人 A 信息					
债权人类型		债权人中文名称			
债权人英文名称		债权金额			
总部所在国家 (地区)		经营所在国家			
(二) 外债债权人 B 信息					
债权人类型		债权人中文名称			
债权人英文名称		债权金额			
总部所在国家 (地区)		经营所在国家			
三、外债借款项目信息					
(一) 外债项目 A 信息					
借款项目名称 (用途)		借款项目所属行业			
项目所在地区		项目金额			
(二) 外债项目 B 信息					
借款项目名称 (用途)		借款项目所属行业			
项目所在地区		项目金额			
备注	否○ 是○ 参与深圳前海外债宏观审慎管理试点				

声明：我公司保证以上内容真实、准确，如实际情况与填表内容不符合，由我公司承担
相关责任。 企业公章

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。